

平成24年2月第6回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成24年2月23日第6回亶理町議会臨時会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子  | 2 番 | 高野孝一  |
| 3 番 | 熊田芳子  | 4 番 | 小野一雄  |
| 6 番 | 安藤美重子 | 7 番 | 百井いと子 |
| 8 番 | 鈴木高行  | 9 番 | 鈴木邦昭  |
| 10番 | 渡邊健一  | 11番 | 四宮規彦  |
| 12番 | 高野進   | 13番 | 熊澤勇   |
| 14番 | 佐藤アヤ  | 15番 | 島田金一  |
| 16番 | 鞠子幸則  | 17番 | 佐藤實   |
| 18番 | 安細隆之  |     |       |

○ 不応招議員（1名）

- 5 番 佐藤正司

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
震災復興推進課長	高橋伸幸	税務課長	日下初夫
町民生活課長	安喰和子	保健福祉課長	阿部清茂
産業観光課長		都市建設課長	古積敏男
兼わたり温泉鳥の海所長	東常太郎	会計管理者	
上下水道課長	作間行雄	会計課長	齋藤良一
教育長	岩城敏夫	学務課長	菊池広幸
生涯学習課長	佐々木利久	農業委員会事務局長	酒井庄市

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	櫻井直規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温  
泉島の海災害復旧工事）

日程第5 議案第7号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第8号）

午前10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、5番佐藤正司議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番 鈴木洋子議員、2番  
高野孝一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議 長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第 2、町長提出議案についてであります。町長から、議案 2 件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第 3 提出議案の説明

議 長（安細隆之君） 日程第 3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋 藤 邦 男 君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第 6 回亙理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案 2 件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

議案第 6 号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉島の海災害復旧工事）につきましては、去る 2 月 20 日に入札を執行したわたり温泉島の海災害復旧工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

わたり温泉島の海につきましては、県からがれきの 2 次処理を請け負った大林・戸田・鴻池・東洋・橋本・深松・春山特定業務共同事業体からの従業員の宿舍及び福利厚生施設として利用したいという提案を受け入れ、2 年間の賃貸借契約を先日締結したところでありますが、賃貸させるための改修工事を施工するに当たり、工期が平成25年まで及ぶことから、宿舍等として利用しながら改修工事を施工できる株式会社大林組東北支店に復旧工事を発注するものであります。

議案第 7 号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419億9,847万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、6款農林水産業費の補正になりますが、1月の臨時議会で可決いただきました被災地域農業復興総合支援事業費における農業用機械施設整備事業に係る補正になります。この事業は、津波により耕作用機械が流されてしまった農業者に対し貸し出しする農機具を購入する事業であります。1月補正予算後に新たな追加の申し込みがあったことから、その不足額として1,231万2,000円を増額補正するものであります。

財源につきましては、東日本大震災復興交付金になるところでありますが、この被災地域農業復興総合支援事業費に係る東日本大震災復興交付金につきましては、国の直接補助から県を通して交付される間接補助に切り替わるとのことから、今まで補正した分も含め国庫支出金等から県支出金への財源の組み替えをあわせて行うものであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださりますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉鳥の海災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉鳥の海災害復旧工事）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉鳥の海災害復旧工事）についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成23年度 わたり温泉鳥の海災害復旧工事
- 2 請負金額 4億1,632万5,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区上杉1丁目6番11号  
株式会社大林組 東北支店

でございます。

なお、今回の落札率につきましては、99.15%でございました。

続きまして、右側のページになりますが、資料でございます。

1 入札年月日 平成24年2月20日

2 入札の方法 随意契約

3 業者名 株式会社大林組 東北支店

4 入札回数 1回

5 工事場所 亘理町荒浜字築港通り41番地2

6 工事内容 初めに建築関係でございますが、1階内部スケルトンに撤去、面積が1,103.67平方メートルでございます。外部仕上げ工、一式。

電気設備関係ですが、受変電設備設置工、一式。

機械設備関係につきましては、空調換気設備更新工、一式。エレベーター設置工、3台。温泉設備復旧工、一式。仮設工、一式。

7 工期 平成24年2月24日から平成26年3月31日まででございます。

なお、次のページにつきましては1階の平面図、それから最後のページにつきましては立面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 随意契約について、地方自治法施行令第167条の2に随意契約をできるのが規定されているんです。ここで9項目が規定されているんです。今回は、その9項目のうち、どれに該当すると見て随意契約を締結したんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今回につきましては、167条の2の第2項及び第5項に該当するというふうなことで、随意契約を……。

16番（鞠子幸則君） 具体的に、具体的に。項目を言っただけではわからないから。

企画財政課長（佐藤 浄君） 2項につきましては、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」というふうなことで、今回入りながらの工事というふうな特別な事情があるというふうなことで、まずこの2項に該当するというふうな判断したものでござい

ます。

続きまして、5項でございますが、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」というふうなことで、早急に復旧工事が必要だというふうなことで、この二項目に該当するというふうなことで判断をさせていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。法的には、根拠に基づいて随意契約をしたということですね。

それで、随意契約との関連でお聞きしたいのは、2010年、平成22年4月から12月まで500万円以上で指名競争何件、一般競争何件、随意契約何件、そしてそれぞれ指名競争であれば全体に占める割合、一般競争でも全体に占める割合、随意契約でも全体に占める割合、そしてその比較として2011年4月から12月、平成23年4月から12月で同じく500万円以上で指名競争何件、一般競争何件、随意契約何件、それで指名競争が全体に占める割合は何%、一般競争が全体に占める割合は何%、随意契約が全体に占める割合は何%、それぞれ示してください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、工事のみというふうなことにさせていただきたいと思いますが、まず22年度の分の4月から12月まででございますが、500万円以上が総数で55件ございました。そのうち、指名競争入札が52件、割合にしまして95%、一般競争入札が2件、割合にしまして4%、最後になりますが随意契約が1件、率にしまして2%、合わせまして55件で100というふうなことでございます。

続きまして、23年度の4月から12月までの契約件数でございますが、全体で45件ございました。そのうち、指名競争入札が35件、率にいたしまして78%でございます。一般競争入札が1件、率で2%、最後に随意契約でございますが9件ございまして、率にしまして20%でございます。

なお、この9件のうち、半分以上が災害復旧にかかわるものというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 3.11の震災関連でいえば、22年度の随意契約が1件で全体の割合が2%、23年度が9件で10%ですね。随意契約が大幅に増えているんですね。これ

は、どうしてですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） このうちの、まず4件が、例えば公共ゾーンの仮設住宅に伴います外の接続道路とか下水工事といった形で、先ほど申しましたとおり災害にかかわる分が6件ございましたので、そういったことで大幅に増えたというふうなことになるってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） わたり鳥の海の温泉の位置、今からだと法的に災害危険地域指定になると、まだ法的にはそういうふうなことはないもので、宿泊は停止になると思いますが、それがかけられた場合、それが解除地域となるのか。

あと、もしそれを利用する、宿泊等を利用する場合の法との適用性はどうなっているのか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今後につきましても、こちらのほうで条件は提示させていただくようになるとは思いますけれども、避難ビルの的な要素を兼ね備えておれば、今後とも新たなものも建築可能になろうというふうに考えてございます。以上でございます。

15番（島田金一君） わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の提案理由説明の中に、この2年間の賃貸借契約を締結したということでございます。賃貸借契約、いわゆる亙理町からこのわたり温泉鳥の海、これを改修して宿舎として工事現場の方々に貸すということなわけですが、まず契約書を拝見していないのでちょっとわかりませんが、二、三質問をいたします。過日も若干なりと説明はあったわけですが、はっきりした決まりでありませんので再度質問をいたします。

まず、質問、これが1回目ね。

まず、町へ支払う家賃、これが工事費の財源になると伺っているわけです。ならば、その家賃はいつ、幾ら支払っていただけるのか、それをお伺いいたします。

質問の続きです。

契約書というのは、いつからいつまでというのもそうですが、これは家賃といっ



たらしいのかな。予定より早く工事が終わった場合、例えば1カ月早く終わったと。業者の方からいえば、どんどん早くして、今の時期ですからほかの工事も受け取りたい。家賃は多く払わない、大体それが鉄則でございます。であれば、泊まりがけでやるならば、予定よりも1カ月あるいは2カ月、48カ月のうちですよ。早くなった場合、いわゆる民間ですと日割り計算、こういう形でいきます。この場合ですと、1カ月は2,300万円ぐらいだったかな、私の計算であります。それが入ってこないという場合もあり得るかもしれません、契約書を見ていませんので。これについて、先ほどのいつ家賃が入ってくるのか、金額。それから、日割り計算はあるのか。いや、早く終わってもお金はごちようだいするのか。

1回目の質問で、この2点質問をいたします。お答え願います。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（東 常太郎君） では、お答えします。

まず、9日の全員協議会でその日程についても回答したと思うんですけども、再度回答させていただきたいと思います。

まず、家賃につきましては、契約してから1カ月以内に、まず1年分入ってきます。そのお金が、2億8,620万円が3月の中旬までには入ってくるのかなと思います。あと、その後の家賃につきましては、25年の3月までに同じように2億8,620万円ほど入るような形で契約を結んでおります。

あと、また工事が早くなった場合、撤退していった場合、家賃収入が入らないのではないかなというようなご質問でございますが、契約の中であくまでも2年間の家賃はもらいますよと。ただし、町のほうで計画があって出ていってくださった場合は、日割り計算で支払うというような契約の内容になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 質問の2回目でございます。

業者の方から家賃としてお金をちようだいすると。要は、業者に工事費を支払うのは、その家賃収入をもらってから支払うのか、それとも初めに支払って後からもらうのか。いわゆる、先出しするのかどうか、それをお伺いします。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（東 常太郎君） これもこの間説明したんですけども、再度また

お答えします。

まず、家賃が入ってから前払い金を払うような形になります。工事費の前払い金を払う。そういうことで、工事のお金につきましては、前払い、中間払い、後払いというような3回払いで支払いをするような形になりますので、財源的には家賃収入のほうが最初に入って、工事のほうのお金を後に払うというような仕組みで、債務負担を見ながら支払いをしていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 最後の質問になりますが、いろいろ説明をごちゃごちゃしているんですが、契約書、ぜひ提出を願いたいというふうに私は思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（東 常太郎君） うちのほうで、建物一時使用賃貸借契約書というものを産業観光課のほうに保管してありますので、できれば閲覧でお願いしたいと思います。うちのほうに来て、見ていただきたいなどこのように思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 工事内容についてですけれども、今回のエレベーター設置工が工事の中に含まれているんですけれども、今まであった温泉島の海のエレベーターには、4階に入浴施設、お風呂があって、そこで事故があった場合に、多分ストレッチャーが入らないというようなエレベーターの規格になっていたと思います。前にも事故があって、消防署の方々は人力で運ぶか、それとも上からおろしてくるか、そのような形でエレベーターにはストレッチャーが入らない、そういう規格なんですけれども、今回この改修工事に当たって、そういうところを改修できるような内容のエレベーターの設置工事になっているのか、なっていないのかということの一つ聞きます。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（東 常太郎君） 今回は、とりあえず今の復旧の中では、災害復旧というか、そういう観点で、あったものをそのまま現状復帰にしたいというような考え方でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） いずれ、今回使用料としていただくんですけれども、賃貸契約等で。

そうした場合、中に入る方々のやっぱり安全という救急救命の事を考えれば、そういうことも将来にわたって考える必要があるし、いざ時間を瞬時に争うような救命の場合はなかなか大変だろうと思うことがあるんです。もし、どのぐらいの費用になるかわからないけれども変更等もできるのであれば、ストレッチャー対応でストレートに4階の入浴施設から1階までおりられるようにすれば、そういう非常時にはスムーズな対応ができるし、消防署だってレスキューを連れてきて対応するような形にはならないということは、ぜひ検討していただきたいなと思います。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（東 常太郎君） 今、確かにそのもの自体を入れようと思うと、エレベーター自体を大きくしないと難しいのかなと。そうなれば、建物上の構造も変えていかないと難しいのかなと。その辺を検討しつつ、また違う方法で搬出できるような方法を構築していかなければいけないのかなと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉島の海災害復旧工事）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 工事請負契約の締結について（平成23年度 わたり温泉島の海災害復旧工事）の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第8号）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第7号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第8

号) の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(佐藤 浄君) それでは、議案第7号 平成23年度亘理町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419億9,847万8,000円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、被災地域農業復興総合支援事業にかかわるものがすべてでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、最後になりますけれども10ページのほうをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。

6款農林水産業費1項4目農業振興費1,231万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては今申し上げました事業の中で、被災者で農機具等がなくなった方に対しての希望者に無償で貸し付ける事業でございますが、今回新たにトラクター、田植え機、それぞれ各1台を追加で購入するための補正でございます。

なお、これにつきましては、提案理由にもございましたが、1月の補正後に新たにまた希望者が出たというふうなことで追加補正したものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、前のページ、8ページのほうをお開きいただきたいと思います。

初めに、9款1項1目地方交付税5,923万7,000円の減額、13款2項8目農林水産業費国庫補助金3億5,540万7,000円の減額、同じく9目総務費国庫補助金5,923万4,000円の減額、11款県支出金2項4目農林水産業費県補助金4億8,619万円の増額補正でございますが、これにつきましてはこれも提案理由にございましたが、当初国からの全額直接補助というふうなこと進んでおりましたが、今回すべて県からの間接補助というふうに補助内容が変わったということに伴いまして、財源の組み替えを含めまして、今回、先ほど歳出で申し上げました1,231万2,000円を新たに追加したわけでございますが、それも含めて全額をこの県支出金のほうに

組み替えたというふうな内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 農業機械の購入で貸し出すわけですけれども、これは農業機械にも多分耐用年数があると思います。貸し出し年数というのは、大体どのぐらいを想定しているのか。それで、貸し出し年数の終了後にその機械はどのような処分をする考えなのかということと、あともう一つは地方交付税の災害減額が6,000万円ほどありますけれども、どのような例でこの減額になったのかそれを教えてください。2点。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今のところ、減価償却が耐用年数だと考えております。

ただ、今のところその減価償却について、まだ要領、要綱について何年後に払い下げるという指針が来ていないんです。とりあえず、今のところは貸し出しを最初におかないと耕作に支障を来しますので、その後耐用年数を加味して、いずれ10年になるのか15年になるのか、その辺で払い下げという形になると思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 2点目の地方交付税の減額でございますが、まずはこの交付金事業につきましては補助分がございまして、その補助残分につきましては、事業につきましては震災復興特別交付税で手当てすると。最終的に合わせまして100というふうな事業内容でございますが、それを町のほうにこの特別交付税も含めて町のほうが申請して受け取るというふうなことでスタートしたんですが、これが県からの間接補助というようなことになりまして、補助分も県のほうに一たん入ると。さらに、この補助残分、事業費の残分、その分の震災復興特別交付税につきましても県のほうであわせて申請をしまして、一括で町のほうに交付になるというふうな内容に変わったというふうなことのために減額したと。

ですから、この震災復興特別交付税の分も、その下の県支出金のほうに含まれているというふうな内容になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この交付税の減額ですけれども、申請した内容については変わりはない。それなのに、交付額については変更になった、県を経由したおかげで変更になったというような理解でいいんですか。

まだ一つあります。あと、耐用年数が10年になるか15年になるかわからないというような話なんですけれども、借りる方々からすれば返す時には償却年数、その機械の耐用年数と償却年数は同じだと思いますけれども、そうした場合、借りたイコールゼロで使えるというような恩典があるということですよ。そうした場合、今回追加の件数が出てきたようですけれども、その周知の仕方、こういう事業があるよというような周知の仕方、それがまだ農家の方々には伝わっていなかったのかなというような懸念を私はしたんです。いろいろ聞き耳を立てていると、そういう情報が入ってきたので、本当に周知がうまくいって、借りたい人が全額これの恩恵を受けたのかと思えばそうでない方もあるような気がします。そのようなことから、結果的に1月補正をして、また2月で追加件数が出てきたとそのような状況になったのではないかなと、こんなことをある方から私は耳にしたので、この周知の方法をどのようにやったのか。

また、15年後には払い下げを有料ではなくて無償だというようなことを初めからいっていただければ、もっともっと件数が増えたと貸そうということも出てきたと思うし、その辺の事業がなかなか皆さんには理解できなかったのではないかなと思います。そのようなことから、こういう件数追加が出てきたとか、そういう状況がうまくなかったこともあるのではないかなと一つは思います。

あと、さっきの交付税のこと、もうちょっと詳しく言ってもらわないとわからない。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 1月の補正予算で組んだ組み方というのが、通常の交付金事業のやり方でございます。補助分を申請して、さらに補助残分も対象になるのであれば補助残分も震災復興特別交付税というふうな形で、その分も補てんされるというふうな形が普通でございます。そのような形で進むというようなことで、担当課のほうでもそう進めていたんですけれども、その後に県のほうから、この事業につきましては県のほうが一括で取りまとめるというふうなことで、普通その町のほうが申請します震災復興特別交付税の分も県のほうであわせて、ほかの

分も含めて全部一括で県のほうにまとめて入って、その総額を国のほうも、今回減額していますとおり3種類あるんですけども、それを一括で県の交付金というふうな形でまとめて県のほうから交付すると。ですから、町が県経由で国のほうに申請していたんですけども、そのやり方が、町は県に申請をして県からもらうというふうな形に変わったと、この事業については。というふうなことでございます。

8番（鈴木高行君） 減額は、どうしてなったんですか。

企画財政課長（佐藤 浄君） 県のほうから入ってくるものですから、国から直接もらうことにしていた分を町のほうはやめて、その分、県に一たん入って、県から全額含めた上で入ってくるというふうな内容です。以上でございます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどの農業用機械の貸し出しの関係でのPRの形でございますが、この貸し出しについては二通りあるんです。一つは、町で貸した場合みんな無償です。あと、農協さんのほうで貸すのは若干、リースという形で貸しています。

町のほうの要件というのが、まず一つは担い手とか認定農業者、そしてまた生産組織とか機械の共同利用をしている組織に限定されます。その中で、面積要件も条件にあるんです。ですから、全部がこの要件に当てはまるというわけではございませんので、議員さんがおっしゃられるように全体で今、田植え機械が14台、あとトラクターが11台ということで確かに件数的には少ないんですが、やっぱり条件的に津波で被災している区域のこの機械の貸し出しということで限定されますので、若干周知についてちょっと弱かったのではないかという言い方もあるんですが、うちのほうでも農協を通して一応無償で町のほうでもやるよという形で、ある程度その機会があるごとには説明していますけれども、ただその中で無償で借りられるのか、有償で借りられるのかというその区別が若干、この二つがありますので、その辺で農家の人たちがすごく迷っていたというのは事実でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 貸し出しということなんですけれども、一斉に借りたいという人が来ると思うんですが、その整理というのはどのようにするのか。

そして、またやはり機械ですから故障があると思うんです。故障した場合、支払いが誰がするのか、ここをちょっとお聞きしたい。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今、うちのほうで要領、要綱を読みながら、町独自の要綱を今つくっております。その中で、管理については自分、あくまでも町では機械を貸しますよと。あと、その管理する作業小屋、底地については自分で見つけてくださいというようなやり方になります。

あと、整理でございますが、先ほど鈴木議員と同じように、いろんな個人個人には確かにこういう事業もあるし、あと共同でやれといっていますけれども、面積要件がありますのでそんなに大人数になるわけではございません。というのは、被災している亘理町全部ではございませんので、津波をかぶって被害を講じたというのがありますので、あくまでも荒浜と吉田東部の方々に限定されるということでございますので、整理についてはそんなに難しくないのかなと私は思っております。

議長（安細隆之君） 9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 例えば、自然故障でもその方が故障を支払うということなんですか。修理費料。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） あくまでも、その方に貸しますので、メンテナンス、修理関係、そういう関係はその借りた方が自分でやるというような形になります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） 備品購入費で1,231万2,000円とありますけれども、トラクター1台、田植え機1台の値段を教えてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回の田植え機械は、6条植えということで約313万3,000円ぐらい、1台を予算計上しております。また、トラクターにつきましては、50馬力で917万円8,000円と一応予算を計上しております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず、最初に1月の補正予算との絡みで、先ほど田植え機械14台、トラクター11台、これは今回の台数も含めて合計という意味ですか。



議 長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） そのとおりです。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 今回、田植え機が1台、トラクター1台ということです。これは、何人に貸し出すんですか。

議 長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回の貸し出しをする方は、米の出荷の組織でございます。何人というのはちょっと私、把握していないんですけども、団体的には1団体で申請がありましたので、その団体に貸すという形になっております。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 団体名を教えてください。

議 長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） ワタヒョウという団体でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年2月第6回亙理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 洋 子

署 名 議 員 高 野 孝 一